

村田茂先生に訊く

～肢体不自由教育の歴史、そして動作法が養護・訓練に生かされるまで～

R 1 . 9 . 2 6 島村

※ リハの会埼玉大会(関東甲信心理リハ共同開催)の顧問をいただくにあたり、先生に直接お会いし、「肢体不自由児教育と動作法」についての思いを伺いと同時に、書籍「証言で綴る戦後肢体不自由教育の発展」(肢体不自由教育史料研究会編集)をご紹介されました。

- 1 村田茂先生のご略歴： 東京教育大学教育学部附属養護学校教諭（現在の桐が丘特支）
文部省初等中等教育局特殊教育課専門職員（7年）
国立特殊教育総合研究所肢体不自由教育研究部長
国立久里浜養護学校校長（7年）
東京教育大学教育学部附属桐が丘養護学校校長（3年）
現国立特別支援教育総合研究所名誉所員
現関東甲信心理リハ研究協議会顧問

* 東京高等師範学校 (M35) ⇒ 東京文理科大学 (S4) ⇒ 東京教育大学 (S24) ⇒ 現在の筑波大学 (S53)

2 今から50年以上前・・・(村田先生とのお話から)

(1) 動作法の起こり

- ・大野清志先生： 東京文理科大学（当時東京大学の次のランク）にて“催眠”において、成瀬先生の弟子となる。当時は“催眠”は心理学ではあまりとりあげられていなかった。
- ・成瀬悟策先生： 東京文理科大学から九州大学に移り、“催眠”を学問とした。
“心理リハビリテーション”を提唱し、医療と真つ向から対峙した。
「身体を扱うことで行動の変容を促すものだから、“心理学的なリハビリテーション”なのだ。」
- ・成瀬一小池論争： 医療（整形外科）の立場からするとリハビリテーションは“身体的”なもの。リハビリテーションという言葉には、もともと医学的・心理学的・職業的な意味あいがあり、医学的・生理学的な立場で行うものである。“心理学者の行うリハビリテーション”ならよい。（小池先生）
* “動作法”は、“身体を扱う”ことで、行動の変容を促すもの・・・

(2) 肢体不自由児教育の歴史の一端

- ・特総研： 当時、国立教育研究所（目黒区）はあったが、特殊教育のニーズはなかった。
⇒ “特殊学校長会”（民間団体？）は、特殊教育専門の研究機関を国が作るよう要望
文部省の中で、初等中等教育として取り上げること自体が（人件費の問題もあり）大変なことだったが・・・時の文部大臣坂田道太氏が障害児教育に関心を持っていた。
⇒ 久里浜に海軍病院として木造建築が点在していた。
鉄筋の病院を建築するために土地ができた。（現在の久里浜医療センター）
- ・“体育・機能訓練”： 学校で行うが、それは医師の指示のもと。・・・就学猶予の時代

“機能訓練”：“体育”とは区別され、専門的な知識を持った教員がするとされていた。
特別な教科のような設定で行っていた。
教員が特例扱いでPTになった者もいた。
逆に、教員免許状がなくても、“体育”教員の指導のもとに行っていた。
そのために教員定数が肢体不自由養護学校にプラスされた。
(聾学校⇒聴能訓練、盲学校⇒歩行訓練)

- ・“養護・訓練”：“機能訓練”は施設(併設の)で行うものとされ、学校へは、“養護・訓練”担当教員が配当された。・・・・・・当時の東京都教育委員会の考え方か。
- *以下詳細は、「証言で綴る戦後肢体不自由教育の発展」(日本肢体不自由児協会編)参照

3 村田先生の“心理リハビリテーション”への思い

- ・研究会： 「教える側の“熱い思い”は大切」・・・・何か一つの事を研究する。
しかし、特別な研究会(例えば“心理リハビリテーション”)を教育には持ち込まない。
*“静的弛緩誘導法”⇒動かないところに着目して、あえて動作訓練と違う方向へ行った。
- ・教育技法： 「自立活動」は教育課程の名称であるから、技法の中身を生かすのはよい。
しかし、技法そのもの(例えば“心理リハビリテーション”)を教育に使ったら問題。
その考え方を生かして指導することはよい。
- ・学校教育： “心理”というからには、子どもの教育に生かせるものであるはず。
学校教育そのものにトータルには難しいとしても、そのテクニックや考え方は生かせる。
自立活動の専任⇒限られた時間の中でどうするか、授業(時間の指導)に生かせる。
担任⇒ “子どもの心の動きをどうとらえるか”は専任よりも生かせる。
“共感”がとても大切。
- ・自立活動： 自立活動に生かせたとしても、日常生活全体にどう反映できるのか。
子どもにどう意識させれば、自立活動で学んだことを生かせるのか。
と同時に、習得した動きをどう生かせるのか。
“生得的に”獲得した動きは“障害がある”ゆえに問題であるが、
その一方で、自立活動で獲得したものは(その子にとって)効果的はずである。

以上